

「指定居宅介護支援」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。

(第2570105870号)

居宅介護支援とは

利用者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施する。

- 利用者の心身の状況や利用者とその家族等の希望を確認し、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成する。
- 利用者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、利用者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等の選定・推薦に際しては利用者のニーズを踏まえつつ公正・中立に行い、サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握する。
- 必要に応じて、事業者と利用者双方の合意に基づき、居宅サービス計画の変更を行う。

※ 当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となる。要介護認定をまだ受けていない方でも申請後であればサービスの利用は可能。

◆◇ 目次 ◇◆

1	事 業 者	2
2	事業所の概要	2
3	事業実施地域及び営業時間	2
4	職員の体制	2
5	当事業所が提供するサービスと利用料金	3
6	サービスの利用に関する留意事項	6
7	苦情の受付について	6
8	利用者の個人情報の保護について	7
9	個人情報の利用目的について	7
10	個人情報の開示、訂正、利用停止等について	7
11	事故発生時の対応	7
12	人権擁護・虐待防止	8
13	感染症予防及びまん延防止の対応	8
14	非常災害発生時の対応	8
15	暴力団排除	8
	<重要事項説明書付属文書>	8

1. 事業者

- (1) 法人名 医療法人 華頂会
(2) 法人所在地 滋賀県大津市大萱7丁目7番2号
(3) 電話番号 077-545-9191
(4) 代表者氏名 理事長 加藤 英材
(5) 設立年月 昭和52年11月8日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 居宅介護支援
(2) 事業所の名称 レーク・ホロニー居宅介護支援事業所
令和4年4月1日指定 第2570105870号
(3) 事業所の所在地 滋賀県大津市大萱7丁目22-5
レインボーハイツ 202号
(4) 電話番号 077-545-3150
(5) 事業所長(管理者) 児島 香織
(6) 開設年月日 令和4年4月1日

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 大津市一部学区及び草津市一部学区
・大津市 瀬田4学区、石山、南郷、田上、平野、
膳所、富士見、晴嵐、長等、逢坂、中央学区
・草津市 老上中学校区、玉川中学校区
隣接地域については相談させて頂く事とする。
(2) 営業日及び営業時間
営業日 月～金(ただし年末年始12月30日～1月3日・祝日除く)
営業時間 9時～18時

4. 職員体制

事業所は、利用者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置する。

<主な職員の配置状況>

※職員の配置については、「大津市介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(平成27年大津市条例第53号)」を遵守する。

職種	常勤	非常勤	兼務	指定基準
・事業所長(管理者)			1名	1名
・介護支援専門員	名	名	1名	1名

(管理者の職務)

管理者は、事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理、本事業の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を行うとともに、従業者にこの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

(介護支援専門員の職務)

介護支援専門員は、要介護者等からの相談に応じ、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、居宅サービスが適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の居宅サービス計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整等を行う。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

事業所は、居宅介護支援として次のサービスを提供する。

サービスの内容と利用料金

＜サービスの内容＞

① 居宅サービス計画原案の作成

利用者の希望及び利用者についてのアセスメント（解決すべき課題の把握）の結果による専門的見地に基づき利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案した上で、実現可能なものとする。

また、居宅サービス計画原案には、利用者及びその家族の生活に対する意向及び総合的な援助の方針並びに生活全般の解決すべき課題を記載した上で、提供されるサービスについて、その長期的な目標及びそれを達成するための短期的な目標並びにそれらの達成時期等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成する。

② サービス担当者会議等による専門的意見の聴取

居宅サービス計画原案に位置づけた指定居宅サービス等の担当者等からなるサービス担当者会議により、専門的な見地からの意見を求め調整を図る。

③ 居宅サービス計画の説明及び同意

その内容について説明を行った上で文書によって利用者の同意を必ず得た上で決定するものとする。

④ 居宅サービス計画の交付

居宅サービス計画を作成した際には、遅滞なく、利用者及び担当者に交付する。

⑤ 居宅サービス計画の実施状況等の把握及び評価

居宅サービス計画後、モニタリング（居宅サービス計画の実施状況・継続的なアセスメントを含む）を行い、利用者の解決すべき課題の変化が認められる場合等、必要に応じて、居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業所等との連絡調整その他便宜の提供を行う。

⑥ モニタリングの実施

特段の事情のない限り、少なくとも月に1回は利用者の居宅で面接を行い、かつ、少なくとも月に1回はモニタリングの結果を記録する事を前提として、下の要件に該当する場合は電子機器を使ったモニタリングを可能とする。

＊人材の有効活用および指定居宅サービス事業所等との連携促進によるケアマネジメントの質の向上の観点から下の要件を設けた上で、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用したモニタリングを行う事も認める。

- イ 利用者の同意を得る事。
- ロ サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治医、担当者、その他の関係者の合意を得ている事。(利用者の状態が安定している事)
- ハ 利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通ができる事。(家族のサポートがある場合も含む)
- ニ テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報について、他のサービス事業者との連携により情報を収集する事。
- ホ 少なくとも二カ月に一回は利用者の居宅を訪問する事。

⑦介護保険施設への紹介

事業者は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。

<サービス利用料金>

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からのサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、利用者の自己負担はない。

但し、利用者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領できない場合、下記に記載しているサービス利用料金の全額を一旦お支払い頂く。その後、当該利用料等を記載した指定居宅介護支援提供証明書をお渡しするので、そちらを領収書とあわせて介護保険課へ申請することで返金される。

要介護 1, 2 1 0 8 6 単位／月 (1 1 6 2 0 円)

要介護 3, 4, 5 1 4 1 1 単位／月 (1 5 0 9 7 円)

※1 単位 1 0 . 7 0 円。

<加算料金等>

初回加算

新規に居宅サービス計画を策定した場合及び要介護区分の2段階以上の変更認定を受けた場合。

3 0 0 単位／月 (3 2 1 0 円)

入院時情報連携加算 (I)

利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合。営業時間外の場合は翌日を含む。

2 5 0 単位／月 (2 6 7 5 円)

入院時情報連携加算（Ⅱ）	利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合。営業時間外に入院した場合であって、入院日から起算して 3 日目が営業日で無い日はその翌日を含む。 200 単位／月（2140 円）
退院・退所加算	医療機関や介護保険施設等を退院・退所し、居宅サービス等を利用する場合において、医療機関の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を得た上で居宅サービス計画書を作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合算定する事を可能とする。 （Ⅰ）情報提供 有 カンファレンス参加 無 450 単位（4815 円） （Ⅰ）情報提供をカンファレンスによる 600 単位（6420 円） （Ⅱ）情報提供 2 回以上有 カンファレンス参加 無 600 単位（6420 円） （Ⅱ）情報提供 2 回以上うち 1 回をカンファレンス参加 750 単位（8025 円） （Ⅲ）情報提供 3 回以上うち 1 回をカンファレンス参加 900 単位（9630 円）
緊急時等居宅カンファレンス加算	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合、1 月に 2 回を限度とし算定する。 200 単位／回（2140 円）
通院時情報連携加算	利用者一人につき、1 月に 1 回の算定を限度とする。利用者が医師又は歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師や歯科医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師や歯科医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画（ケアプラン）に記録した場合。 50 単位／月（535 円）

下記のイ、ロ、ハ、ニのサービス提供を行わない場合、運営基準違反となり指定居宅介護支援事業所は、減算の対象となる。

運営基準減算についての一定の要件

- | |
|---|
| <p>イ 居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付すること</p> <p>ロ 特段の事情のない限り、少なくとも月に 1 回利用者の居宅を訪問し、かつ少なくとも月に 1 回、居宅サービス計画実施状況の把握の結果を記録すること</p> <p>ハ 要介護認定の更新や区分変更及び、身体環境に変化が生じ居宅サービス計画の見直しが必要となった場合において、サービス担当者会議の開催、居宅サービス計画の内容について担当者から意見を求める。</p> |
|---|

- 二 利用者やその家族に対して、利用者は居宅サービス計画に位置付ける居宅サービス事業所について
- ・複数の事業所の紹介を求める事が可能であること
 - ・当該事業所を居宅サービス計画に位置付けた理由を求める事が可能である事の説明を行わなかった場合。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定する。

(2) 介護支援専門員の交代

① 事業者からの介護支援専門員の交代

事業者の都合により、介護支援専門員を交代することがある。

介護支援専門員を交代する場合は、利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとする。

② 利用者からの交代の申し出

選任された介護支援専門員の交代を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上適当と認められる事情、その他交代を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交代を申し出る事ができる。ただし、利用者から特定の介護支援専門員の指名はできない。

7. 苦情の受付について

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付ける。

○ 苦情受付窓口 TEL 077-545-3150

＜管理者＞ 児島 香織

○ 苦情受付責任者

介護老人保健施設 レーク・ホロニー

＜事務長＞ 濱田 大資

所在地 〒520-2144／大津市大萱7丁目7番3号

TEL077-545-2555／Fax077-545-2610

○ 受付時間 毎週月曜日から金曜日

9：00～18：00

(2) (行政機関その他苦情受付機関)

大津市介護保険課

所在地 〒520-8575／大津市御陵町3-1

TEL077-528-2753／Fax077-526-8382

受付時間 毎週月曜日から金曜日 9：00～17：00

草津市介護保険課

所在地 〒525-8588／草津市草津3丁目13-30

TEL077-561-2369／Fax077-561-2370

受付時間 毎週月曜日から金曜日 9:00～17:00

滋賀県国民健康保険団体連合会

所在地 〒520-0043／大津市中央4丁目5番9号

TEL077-510-6605／Fax077-510-6606

受付時間 毎週月曜日から金曜日 9:00～17:00

滋賀県社会福祉協議会（滋賀県運営適正化委員会）

所在地 〒525-0072／草津市笠山7丁目8-138

TEL077-567-4107／Fax077-561-3061

受付時間 毎週月曜日から金曜日 9:00～17:00

8. 利用者の個人情報保護について

事業所の介護支援専門員または従業員は、居宅介護支援を提供するうえで知り得た利用者及びその家族等に関する事項を正当な理由がなく第三者に漏らしません。また、従業員でなくなった後においてもこれらの事項を漏らすことのないよう、必要な措置を講じることとする。（守秘義務）

9. 個人情報の利用目的について

事業者は、利用者または家族等の個人情報を別紙の目的で利用させて頂くことある。利用者の個人情報を利用する場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を利用する場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書によって得ることとする。

10. 個人情報の開示、訂正、利用停止等について

事業所は、利用者の個人情報の開示、訂正、利用停止等についても「個人情報保護に関する法律」の規定に従って進める。

〔付記〕

1. 上記の内、他機関への情報提供について同意しがたいものがある場合には、その旨お申し出下さい。
2. お申し出ないものについては、同意して頂いたものとして取り扱わせていただきます。
3. これらのお申し込みは後からいつでも撤回、変更等をすることが可能です。

11. 事故発生時の対応

事業所のサービス提供にあたり事故が発生した場合は、速やかに市町村・利用者の家族等に連絡を行う等の必要な措置を講じることとする。

事故が生じた時は、直ちに事故に至った経緯及び事故に際して採った処置について記録を行う。

事業者が、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

1 2. 人権擁護・虐待防止

事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため担当者を配置し、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対して研修の機会を確保する。

1 3. 感染症予防及びまん延防止の対応

事業者は、職員や利用者の感染対策に取り組むため、感染対策担当者を配置し、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対して研修の機会を確保する。

1 4. 非常災害発生時の対応

事業者は、非常災害発生の際にその事業が継続する事ができるよう、事業所において業務継続計画を作成し、運用できるように努める。また、他の社会福祉施設、関係機関等と連携し、協力することができる体制を構築する。

1 5. 暴力団排除

- 1 事業者を運営する法人の役員及び事業所の管理者その他の従業者は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団をいう。次項において同じ。）であってはならない。
- 2 事業所は、その運営について、暴力団員の支配を受けてはならない。

<重要事項説明書付属文書>

1. サービス提供における事業者の義務

事業者は、利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを遵守する。

- ① 利用者に提供した居宅介護支援について記録を作成し、その完結の日から、2年間保管するとともに、利用者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付する。
- ② 利用者が他の居宅介護支援事業所の利用を希望する場合その他利用者から申し出があった場合には、利用者に対して直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付する。
- ③ 利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができる。
- ④ 利用者は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができる。

2. 損害賠償について

事業者の責任により利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償する。守秘義務に違反した場合も同様とする。

ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合がある。

3. サービス利用をやめる場合（サービス利用の終了について）

サービス利用の有効期間は、契約締結の日からサービス利用者の要介護認定の有効期間満了時日までですが、サービス利用期間満了の14日前までにサービス利用者からのサービス利用終了の申し入れが無い場合、サービス利用は更に同じ条件で更新され、以後も同様となる。

サービス利用期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することはできるが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所とのサービス利用は終了する。

- ① 利用者が死亡した場合
- ② 要介護認定により利用者の心身の状況が要支援認定及び自立と判定された場合
- ③ 利用者が介護保険施設に入所した場合
- ④ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ⑤ 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ 利用者からサービス利用終了の申し出があった場合
- ⑦ 事業所からサービス利用終了を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（1）利用者からのサービス利用終了の申し出

サービス利用の有効期間であっても、利用者からサービス利用を終了することができる。

その場合には、サービス利用終了を希望する日の14日前までにサービス終了届け出書をご提出ください。ただし、以下の場合には、即時にサービス利用を終了することができる。

- ① 事業所が作成した居宅サービス計画に同意できない場合
- ② 事業者もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本重要事項説明書に定める居宅介護支援を実施しない場合
- ③ 事業者もしくは介護支援専門員が守秘義務に違反した場合
- ④ 業者もしくは介護支援専門員が故意又は過失により利用者の身体・財物信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本サービスを継続しがたい重大な事情が認められる場合

（2）事業者からのサービス利用終了の申し出

以下の事項に該当する場合には、サービス利用を終了させていただくことがある。

- ① 利用者が、サービス利用時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果サービス利用を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は不信行為を行うことなどによって、サービス利用を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

年 月 日

本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

レーク・ホロニー居宅介護支援事業所

介護支援専門員 氏 名 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受けました。

(本 人) 住所 _____

氏名 _____ 印

(代理人) 住所 _____

氏名 _____ 印

(本人との続柄)